

114 大正6年8月 民間転職者に関する局長内訓

内訓第五号

稅務監督官

部 係長

稅務署長

近時經濟界ノ好況ニ伴ヒ民間ノ諸業蔚然勃興シ、擴張ニ新設ニ応急事務員ヲ需ムルニ急ニシテ、之ヲ官界ニ物色シシ高級ヲ以テ誘ハムトスルヤ、志操堅実ナラス、最近諸物価ノ暴騰ニ因リ惹起セラレタル一時的生活難ニ克ツテ得サル者ハ競フテ之ニ走り、以テ官界ニ於ケル名誉ト地位トヲ敝履ノ如ク棄テムトスルノ傾向アルハ、真ニ遺憾トスル所ナリ好況ノ次ニ悲況来ルハ變動恒ナキ經濟界ノ法則ニシテ、歡樂ノ裡ニ慘風ノ横ハレルハ恰モ日月ニ益蝕アルカ如シ、戦後必スヤ恐慌襲来シ經濟界混乱ノ情態ニ陥ルヘキハ、之ヲ数次戦後ノ經驗ニ徴シ、又先憂ノ識者ニ依リ夙ニ其準備ヲ叶ハル、所以ナリ

夫レ恐慌ニシテ一度襲来セムカ、業務ノ基礎未タ固カラサルモノハ一挙潰エテ之ト運命ヲ共ニセサルヘカラサルヘク、幸ニ鞏固ナルモノト雖モ尚ホ能ク現状ヲ維持スルハ稀ニシテ、其ノ十中八九ハ事業縮少ノ悲運ニ際会スヘキハ、今日リ之ヲ逆睹スルニ難カラス、況ンヤ民間ニアリテハ種々ノ情弊深ク纏綿シ容易ニ驥足ヲ延ハス能ハサル事情アリ、此ノ時ニ方リ急需ノ事務員ニシテ譜代ノ事務員ヲ凌駕シ、能ク解雇ノ災厄ヲ免ル、ノ難キハ何人モ疑ハサル所ニシテ、遂ニ再ヒ稅界ニ復帰セムトスルモノ、多キハ、既往其ノ例ノ多キニ苦ムト雖モ、一旦民間ニ就職シ一時私經濟ノ膨脹ニ依リ節制ヲ欠ケル放逸的生活ニ慣レ、深く心窩ヲ蠱毒セラレタルモノヲ再ヒ迎フヘク、而カク寛容ナラサルヘキ

ハ今ヨリ之ヲ断言シテ憚ラス

顧フニ立身托命ノ寧処ヲ舎テ、一時物質的ノ利慾ニ眩惑セラレ、其ノ方嚮ヲ愆ルカ如キ、苟モ国民ノ上位ニアリ多年俸祿ニ衣食スル者ノ愧チ且ツ戒慎スヘキコトニシテ、況ンヤ時局ニ対スル官吏一般ノ待遇法ノ如キモ、遠カラス相当施設セラレムトスルノ機運ニ向ヒツ、アルニ於テオヤ

而カモ多年税界ニ在リ練達ノ吏僚ニシテ、尚此ノ嗜易キノ岐路ニ迷フモノ漸ク多カラントスルハ、洵ニ邦家ノ深憂ニシテ、各位ハ此際部下吏僚ニ対シ此ノ間ノ真相ヲ闡明シテ懇篤諭示シ、苟モ有能ノ吏ニシテ輕率利ニ走リテ、其ノ前途ニ岐路彷徨セシムルカ如キ者ヲ生セシメサル様深ク注意スヘシ

大正六年八月二十三日

大阪稅務監督局長 楠 正篤印

(平 19 金沢 561)

115 大正7年2月 定員補充方に付訓示

訓示第二号

稅務署長

定員ノ補充方ニ付テハ各署中欠員ヲ生シタル場合ニ於テ、其ノ殘存現在員ノ地位、技能又ハ在勤年月ノ長短等ニ顧ミ、成ルヘク調節宜シキヲ得ヘキ者ヲ補欠員トスルノ趣旨ニ依リ、考慮ヲ費ヤスヲ以テ常トスレトモ、前年ノ如キハ欠員ノ続發殊ニ夥シカリシ為メ、其ノ配置意ノ如クナラサルモノアリ、其ノ結果現ニ各署中ニハ署員運用上従前ニ比シ頗

ル苦衷ノ存スルモノアルヘキコト察スルニ余アリト信ス、然ルニ翻テ眼ヲ外部經濟界ノ情勢ニ注クトキハ、其ノ變革進展寔ニ著シク、就中大市街地ニ在リテハ從來ト雖モ郡部地方ニ比シ稅務執行上ノ施設透徹セサルモノ、敢テ鮮少ナリトセサルニ、仍ホ若シ人員配置ノ數ヲシテ依然増加スルコト無カラシメム乎、都鄙ノ間益々賦課及徵收上輕重ノ差ヲ深カラシムルノ憾アルヲ免ルヘカラス、此ヲ以テ客年訓令第四四号ニ依リ、法人所得稅及相續稅ノ臨時整理ヲ図ルニ際シテモ、地方各署ヨリ適任者ヲ簡拔シテ大市街地稅務署ニ從事セシメ、次テ年末及本年一月ニ互リ定員一部ノ臨時増減ヲ行ヒ、以テカヲ都會地ニ集中スルノ利弊如何ヲ試ミタリ、而シテ其ノ結果ヲ案スルニ、之カ日尚淺クシテ未タ頓ニ其ノ成績ヲ揚クルコト難シト雖モ、大体ニ於テハ其ノ能ク時勢ニ順応シ課稅衡平ノ實ヲ舉クルニ適スル所以ノ方法タルヲ疑ハスト認メタリ、依テ茲ニ第二次ノ定員臨時増減案ヲ斷行スルノ意ヲ決シ、本日關係稅務署ニ對シ該増減ノ令達ヲ發シ、同時ニ署員ノ更迭ヲ行ヒタリ、各署夫レ此ノ施設ノ大局上寔ニ己ムヲ得サル措置タルコトヲ諒トシ、今回又ハ過般來定員ヲ減セラレタル署ニ在リテハ、今後尙一層署員技能ノ練達ヲ図リ、適當ナル執務計畫ヲ以テ成ルヘク事務成績ヲ失墜セシメサルニ留意シ、又其ノ増員ヲ得タル署ニ在リテハ、其ノ署ノ為メニ定員ヲ犠牲トシタル他署ノ存スルコトニモ鑑ミ、深ク思ヲ致シテ執務上ニ全幅ノ力ヲ注ギ、其ノ成績ヲ舉ケテ以テ自他ニ對スルノ責任ヲ完フスルニ努力セムコトヲ望ム、若シ夫レ今回又ハ過般來定員ノ増減ナカリシ署ニ對シテハ、今後特別ノ必要ヲ生セサル限り、成ルヘク之ニ變動ヲ与ヘサルノ方針ナレトモ、署員ノ異動ニ至リテハ其ノ必要ノ發生全ク之レナキヲ保セサルヘク、從テ之等ノ署ト雖亦能ク上述ノ趣旨ヲ体シ、署長及課長等ノ施為宜シキヲ得ルト同時ニ、一般署員ノ發奮ヲ促シ、以テ奉公ノ實ヲ示シ、各署間ノ事務成績ヲ共助のニ舉揚スルノ美風ヲ振起スルニ於テ遺憾ナカラムコトヲ期スヘシ

大正七年二月一日

116 大正7年3月 中堅稅務官吏の留任方

秘第一七五号

大正七年三月十六日

稅務署長殿

熊本稅務監督局

近時實業界ノ好況ニ伴ヒ有利ノ条件ヲ付シテ人物ヲ吸収スルカ為、将来稅務ノ中堅ト為リ得ヘキ少壯有為ノ人物ニシテ、前後ヲ顧慮スルノ暇ナク方向ヲ此ノ方面ニ轉セムトスル者多キヲ加フルノ傾向アリ、實業界ノ好況果シテ何日迄繼續スヘキ、急激ナル時勢ノ變化ニハ必ス反動ヲ來スヘキモノニテ、其ノ反動ノ激甚ナルヘキモ亦予想スルニ難カラズ、此際ニ於ケル進退ハ最モ考慮ヲ要スヘキ義ト存セラレ候、一方政府ニ於テモ吏員優遇ノ趣旨ヲ以テ、來年度ヨリハ臨時手當増給ノ詮議アルヘク、特ニ今日ノ如キ重大ナル時局ニ際シテ、有為ノ青年國家公務ノ為ニ尽瘁スルヲ得ルハ此上モナキ面目ナレハ、容易ク其ノ操守ヲ二三ニセサル様精々懇諭セラルヘシ、尚以上ノ次第ナルニ拘ラス少壯有為吾稅務界ニ於テ將來アル人物ニシテ、自己便宜ノ為ニ病氣ニ藉口シテ退官ヲ願出ツル者ニ對シテハ、執務上差支アルニ付當分留任ヲ勸告セラルヘク、若之ニ応セス強テ所思ヲ貫徹セムト欲スル如キハ甚タ不忠実ノ次第ニ付、爾來如此者ニ對シテハ乍遺憾先例通ノ昇級賞与等ヲモ見合セ、場合ニ依テハ退官理由ヲ自己便宜トセシムルコトモ可有之ニ

付、此義予シメ職員一同へ示シ置カルヘシ

秘第一七六号

大正七年三月十六日

熊本稅務監督局

稅務署長殿

別紙秘第一七五号ヲ以テ職員一同へ懇諭方示達候処、右ハ前途有為ニシテ将来稅務ノ中堅タルヘキ人物ヲ愛惜スルノ意ニ出タルモノニテ、相当年齢ニ達シテ前途ノ見込ナク、比較的高級ノ人物ナレハ此範圍以外ト承知セラルヘク、如此人物ニ対シテハ寧ロ退官上便宜ノ取計ヲ為シ、相当功績アル者ニ対シテハ従前ノ通り優遇ノ特典アルヘキコト、了知セラルヘシ

(平5 熊本 28 + 3)

117 大正7年8月 大蔵省法人事務講習会の開催

大正七年八月十六日

大阪稅務監督局印

小浜稅務署長殿

大蔵省ニ於テ來ル九月下旬ヨリ約四十日間法人事務講習会開催ノ趣ニシテ、全国ヨリ召集スヘキ予定人員約八九十名

中、当局管内ヨリ三十名ヲ選抜推薦スル管ニ有之候ニ就テハ、左記事項了知ノ上本月廿三日限り必ス本局ヘ到達スル様推薦書提出相成度

右通牒ス

第一 講習科目

- 一 戦時利得税実務
  - 二 所得税実務
  - 三 営業税実務
  - 四 会计学及簿記法
  - 五 商業学（売買、保険、運送、銀行、取引所商品、商業数学等）
  - 六 民法及商法大意（所得税及営業ニ関係アル事項）
  - 七 行政法大意
- 第二 講習員候補者タルヘキ者ノ資格要件
- 一 年齢三十五歳以下ニシテ身体強壯、現二十一級俸乃至八級俸ノ俸給ヲ受クル判任官タルコト、但シ俸給ノ点ニ於テ本文ニ該当セストスルモ、特ニ適当ト認ムル者ハ之カ推薦ヲ妨ケス
  - 二 中学校又ハ商業学校ヲ卒業シ、若ハ之ト同等以上ノ学力アリト認ムル者タルコト
  - 三 現在必スシモ直税課勤務者ニ限ラサルモ、今後法人事務ニ従事セシムルヲ適任ト認ムル者タルコト
  - 四 永ク税務ニ従事セントスル希望アル者タルコト
  - 五 推薦書ハ別紙様式ニヨルコト

第三 候補者選定数

一 候補者三名内外ノ署

東、西、南、北、神戸ノ各署

二 同 二名内外ノ署

玉造、上京、下京ノ各署

三 同 一名内外ノ署

堺、岸和田、西宮、伊丹、加古川、姫路、和歌山、八幡、福井、金沢、富山、高岡ノ各署

四 任意ノ署

前記各号以外ノ各署、但有無トモ申報ヲ要ス

第四 本局ニ於テ推薦確定ノ上ハ追テ之ヲ発表ス

第五 講習員ノ旅費

往復ハ普通旅費、滞在中ハ日当宿泊料、合計一円位支給ノ見込

第六 講習員ヲ出セル稅務署ニ対スル臨時増員都合付ク限り、本官雇員ノ臨時増員ヲ行ヒ事務進捗ニ資スル見込

(別紙) 稅務講習員候補者推薦報告〔省 略〕

大正七年九月九日

大阪稅務監督局長 楠 正篤印

小浜稅務署長

大藏省主催稅務講習會講習員トシテ当局管内ヨリ左記ノ者派遣ノコトニ決定致候条、当該稅務署長ハ左記事項ヲ了知

シ当該講習員ニ対シ、来ル九月二十五日午前八時迄ニ会場ニ参集候様出張命令可相成、此段及通牒候也

記

- 一 筆記用紙 (講本ヲ交付スル見込ナルモ、特ニ記憶ヲ要スル事項アル場合ノ準備トシテ) 及文具ヲ携帯スルコト
- 二 服装ハ成ルヘク洋服タルコト、但シ和服ノ場合ハ羽織袴着用ノコト
- 三 会場 東京市麹町区大手町東京稅務監督局
- 四 開催期間 本月二十五日ヨリ四十日間ノ予定
- 五 講習員ニハ滞在四十日間ノ予定ニテ稅務講習會講習員トシテ東京市ヘ出張ヲ命スルコト
- 六 旅費ハ追テ支給規程ヲ定メ通牒スヘキニ付、之ニ基キ請求スルコト
- 七 講習員中出發前病氣其他ノ故障ニ因リ出張シ難キ場合ハ、署長ヨリ其旨直ニ上申スルコト
- 八 講習員氏名左ノ如シ「省略」

(平 19 金沢 283)

118 大正7年10月 退官者の欠員補充方

訓示秘第三号

稅務署長

伝達掛<sup>㊟</sup>

判任官中退官者ノ累増ハ近時特ニ著シク、大正五年中ニ在リテハ合計八十七人ナリシニ、大正六年ニハ上半季六十七人、下半季百九人、合計百七十六人ニ達シ、本年ニ入りテハ上半季ニ於テ百人、下半季ノ最近迄ニ於テ七十人、現時



既二百七十人ノ多キニ及ヘリ、其ノ勢此ノ如クナルノミナラス、雇員ノ候補モ各署ニ於テ幾多繰延セルカ如ク容易ニ之ヲ得ルコト能ハス、從テ如上ノ判任欠員ニ対スル補充モ頗ル困難ヲ感シ、目下補充延期中ノモノ約七十人ヲ存シ、而シテ之ニ対スル候補者ハ現在僅々其ノ半数内外ニ過キスシテ、之力不足ハ今後ニ於テ之ヲ求ムヘキノ処、果シテ能ク之ヲ物色シ得ヘキヤ否、其ノ数ニ於テモ亦其ノ質ニ於テモ蓋シ潤沢十全ヲ期シ難キコト殆ト推想ニ難カラス、加フルニ今後尚ホ逐日若干ノ退官者ヲ見ルニ至ルヘク、旁本年ノ間税及營業税等ノ最盛季ニ於ケル定員若ハ其ノ適任者ノ配置ハ、從來ニ比シ一層円滑ヲ欠クニ至ルコトナキヲ保セス、尤モ或ル一署ニ偶々数名ノ欠員ヲ生スルカ如キコトアル場合ハ他ノ署ヨリ彼此融通シ、以テ欠員ノ偏倚ヲ避クルコトニハ特ニ意ヲ用ヒツツアレトモ、此レ連其ノ転勤候補者ノ人の事情若ハ職務上ノ關係、又ハ其ノ後任タルヘキモノノ波及關係等多少顧慮ヲ要スルモノアルノ結果、詮議速決ノ運ヒニ至リ兼ヌル場合モアリテ人事ノ処理殆ト意ノ如クナラス、頗ル困難ヲ感スル所ナリ、而シテ此ノ如キハ独リ我稅務界ニ於ケル特有ノ現象ニアラスシテ、給料階級ヲ包有スル社会各方面ハ比々トシテ否ラサルハナシト雖モ、翻テ戦時状態ノ横溢セル欧米諸国ノ例ニ徴スレハ、出征能力ヲ有スル男子ノ補充トシテ女子ヲ国内ニ於ケル社会各方面ニ利用シ、又残存男子ノ執ルヘキ業務ニ於テモ簡捷主義ヲ遺憾ナク發揮スル等、一國悉ク是レ動員タルノ覺悟ヲ以テ事ニ服シツツアルコト、識者ヲ俟テ後知ルヘキニアラサルノ狀況ナリトス、今ヤ我国ニ在リテモ西比利亞出兵尚ホ其ノ途ニ在リ、国内ニ於ケル各方面ノ事業モ画策施為ヲ要スルモノ多ク、從テ我稅務界ニ於ケル欠員補充難ノ如キハ寧ロ国家ノ一小事ニ過キスシテ、要ハ吾人力此ノ時局ニ処シ欧米諸国ノ夫レニ比シ毫モ遜色ナキ大覺悟ト大努力トヲ以テ、其ノ能率ヲ發揮スヘキニ在ルヲ思ハサルヘカラス、各位ハ宜シク此ノ趣旨ノ徹底ニ努メ、特ニ先進者ハ後進ヲ誘掖指導シ、職員拳ツテ奮励事ニ当ラシムルヲ要ス、又定員ノ欠陥ニ対シテハ比較的適任者ヲ選ヒテ之ニ兼務ヲ命シ、又ハ勤務時間ノ延長ヲナス等機宜ノ方法ヲ講シ、以テ時局ノ推移ヲ適正ニ向ハシムルノ一端タランコトヲ期セラ

ルヘシ

大正七年十月九日

大阪稅務監督局長 楠 正篤 印

(平 5 大阪 3 1 2)

119 大正 7 年 11 月 法人事務講習修業者利用の件

直機第七五号

大正七年十一月八日

東京稅務監督局長 印

稅務署長殿

法人事務講習會講習修業者利用方ノ件

当局並ニ大藏省主催ニ基ク稅務講習會モ今ヤ全ク其ノ終了ヲ告ゲ、講習修業者亦各々其ノ所属署ニ於テ執務ノコト、相成候処、本回講習ノ目的ハ主トシテ法人事務従事員ヲ養成スルニ在リタルヲ以テ、右講習修業者利用方ニ関シテハ、克ク其ノ意ヲ体シ愆ナキヲ期スベク、若シ講習修業者中從來法人事務ニ従事セサルモノハ、此際專担又ハ兼担者トシテ該稅事務ニ従事セシムル等適宜ノ方法ヲ講スルト共ニ、一面克ク該稅事務ニ関シ指導啓発ノ方法ヲ講シ、以テ講習ニ付有終ノ成果ヲ收ムル様特ニ留意相成度、尚目下時恰モ第一種所得稅並法人戰時利得稅事務處理上恰好ノ時期ナルヲ以テ、爾今直チニ講習修業者等ヲ利用シ本年營業稅事務着手前、成ルヘク速カニ該稅事務處理ノ一掃ヲ敢行スル様

留意相成度

右及通牒候也

(昭53 東京 125)

120 大正7年11月 租税負担増加に際し民部の動向調査

機第二一〇号

大正七年十一月二十八日

熊本稅務監督局

稅務署長殿

所得稅率ノ昂上乃至戰時利得稅ノ新設ニ依リ國民ノ負担一層増加シタル結果、稅務執行上ニ關シ兎角ノ批難ヲ試ントスルモノ漸ク増加ノ傾向アリ、本年第三種所得審查請求ノ劇增、戰時利得審查ノ比較的多數ナル、皆其一班ヲ窺フニ足ル、殊ニ過般米福岡市ニ於テ全國料理店業者ノ大会ヲ開催シ、戰時利得稅ニ關シ何等カノ決議ヲ為シタルカ如キ、稅務当局者ノ最モ注意スヘキコト、認メラレ候ニ付テハ、集會其ノ他ニ於ケル民部ノ意嚮ニ留意シ、苟モ租稅ニ關スル會合又ハ論議論評等ヲ聞知シタルトキハ、其ノ動機、目的、協議事項及其ノ根柢等詳細内密調査ヲ遂ケ、其ノ都度遲滞ナク内申スルヲ要ス

右通牒ス

(昭58 福岡 16)

121 大正8年4月 局長會議における大蔵大臣訓示

高橋「是清」大蔵大臣訓示（大正八年四月十八日 稅務監督局長會議ニ於テ）

諸君、余ハ今回諸君ト親シク会见スルノ機會ヲ得タルハ、余ノ頗ル欣幸トスル所ナリ

前年度ニ於テハ戰時利得稅ノ實施、所得稅及酒稅ノ増率、全国田畑地価調査事務ノ開始等、稅務行政上頗ル多端ナリ  
シニシモ拘ラス、諸君及諸君ノ部下ハ精勵以テ職ニ當リ、円満ニ之カ効果ヲ挙ケタルハ余ノ大ニ満足スル所ナリ

租稅ハ時局以來連年著シキ増加ヲ示シ、大正七年度ノ如キハ既ニ五億円ヲ超過セムトスルニ至レリ、是レ主トシテ時局ノ影響ニ因ル我國産業ノ發達ニ基クモノニシテ、誠ニ喜フヘキ現象ナリ、然ルニ昨秋休戰條約調印以來商工業界ハ多少動搖ノ兆ヲ呈シタリシト雖、之レ時勢ノ變化ニ際シ往々見ル所ニシテ固ヨリ已ムヲ得ス、向後漸次ニ安定シテ堅實ナル進歩發達ニ向フヘシト認メラルルニ依リ、諸君ハ須ク經濟界ノ變遷ニ順応シ適當ナル措置ヲ取り、勉メテ經濟ト徵稅トノ調和ヲ図リ、以テ稅務執行上遺憾ナキヲ期スルヲ要ス

稅務行政ノ執行其ノ宜シキヲ得ルト否トハ、諸般ノ國政ニ影響スル所極メテ大ニシテ、其ノ執行寛ニ失スレハ則チ國庫ノ歳入ニ欠陥ヲ生シ、敵ニ失スレハ徒ラニ納稅者ヲ苦メ、延テハ商工業ノ發達ヲ阻害ス、近來往々苦情ノ声ヲ聞ク、殊ニ營業稅ニ付之ヲ聞クコト多シ、又之ト同時ニ世上往々租稅ノ賦課ハ大納稅者ニ寛ニシテ、小納稅者ニ酷ナリトノ說ヲ為スモノアリ、之等ノ說ヲ為スモノ常ニ必スシモ正當ナリト云フ能ハサルヘキモ、稅務執行ノ局ニ当ル者ハ大ニ之ニ反省スル所無カルヘカラス、要スルニ稅法ノ執行ハ寬嚴宜シキヲ制シ負担ノ公平ヲ期シ、納稅者ニ接スル極メテ懇切丁寧ニ克ク稅法ノ趣旨ヲ了解セシメ、納稅者ヲシテ毫モ怨嗟ノ声ナカラシメムコトヲ期セサルヘカラス  
物価ノ騰貴ト事業界ノ發展ト二伴ヒ、優秀ナル官吏ニシテ往々職ヲ民間ニ転スルモノアリテ、之カ補充ニ頗ル困難ヲ

感シタルコトハ余ノ夙ニ諒察スル所ナリ、是ヲ以テ政府ハ昨年来臨時手当ヲ給シ、又本年度ヨリハ特ニ其ノ支給額ヲ増加シ以テ之ヲ救済セムトス、諸君ハ宜シク此ノ意ヲ体シ部下ヲ董督シ之カ訓練養成ニ勉メ、以テ事務処理上欠陥ヲ生セサル様注意セラレムコトヲ望ム

終ニ臨ミ官紀ノ振肅ニ関シテハ最モ厳正ナル注意ヲ払ヒ、苟モ紀綱ノ弛緩スルコトナキヲ期スルヲ要ス尚、諮問事項ハ別途諸君ニ配付シ置キタリ、慎重ニ審議シテ適切ナル意見ノ開陳アラムコトヲ望ム

(平 12 札幌 342 - 12)

122 大正 8 年 5 月 密造激甚地以外の宥恕処分

間秘第一六号

大正八年五月十九日

仙台稅務監督局長 篠崎 昇

稅務署長殿

近時酒造稅法、酒母・醪及麴取締法并酒精及酒精含有飲料稅法等ノ密造犯以外ノ犯則事件ニ対シ、宥恕処分ヲ決行スル向漸次増加ノ傾向アルヤニ被存候処、該宥恕処分ハ秋田、岩手、宮城各県下ニ於ケル密造犯ノ如キ、積年ノ弊習ニシテ根底甚タ深ク到底必罰主義ノミヲ以テ改善ヲ図リ難キ犯罪ニ適用スルハ最モ有効ナルヘキモ、其ノ他ノ犯則事件ニ対シ之ヲ適用スルトキハ実益甚タ尠キノミナラス、却テ之カ為ニ取締ノ欠陥ヲ生スルカ如キ虞ナシトセサルニ依リ、将来事務規程改正ノ機会ニ於テハ該条文ヲ削除シ、特別密造犯ノミニニ限定スヘキ見込ニ候條、密造激甚地ニ於ケル密

造犯以外ニ対シテハ当分之ヲ適用セサルコトニ取扱相成度

右内牒ス

(平 12 仙台 808)

123 大正8年7月 大蔵省直税事務講習会の開催

大正八年七月二十一日

大阪稅務監督局印

小浜稅務署殿

大蔵省ニ於テ來ル九月上旬ヨリ約四十日間ノ予定ヲ以テ、各局管内稅務官吏中前途有望ノ者約九十名ヲ選定シ、直稅事務従事者養成ノ目的ヲ以テ稅務講習会開催ノ趣ニシテ、当局管内ヨリ三十五名ヲ選抜推薦スル筈ニ有之候条、左記各項了知ノ上本月二十七日迄ニ必ス本局へ到達スル様推薦書提出相成度、此段及通牒候也

記

第一 講習課目

(一) 行政法大意

(二) 商法大意

(三) 民法大意

(四) 戦時利得稅事務

- (五) 会計学及簿記法
- (六) 所得税事務
- (七) 營業稅事務
- (八) 商業学

第二 講習員候補者推薦資格要件

- (一) 志操健全ニシテ永ク稅務ニ従事スルノ見込確實ナル者
- (二) 直稅事務ニ従事セシムルニ適任ト認ムル者
- (三) 年齢三十五歳以下ニシテ身体強壯、現ニ判任七級俸以下ノ俸給ヲ受ケ、判任官トシテ直稅事務ニ滿二年以上ニ従事シタル者、但シ年限ノ点ニ於テ本文ニ該當セサルモ、特ニ適當ト認ムル者ハ之ヲ推薦スルモ妨ケナシ
- (四) 中学校又ハ商業学校ヲ卒業シ、若ハ之ト同等以上ノ学力アリト認ムル者、但シ極メテ俊秀ナル人物ニシテ特ニ本講習員ニ適スト認ムルモノニシテ、中学校三年以上修業又ハ之ト同等ノ学力アリト認ムル者ハ、本文ノ資格ヲ欠ク者ト雖、他ノ要件ニ鑑ミ推薦スルヲ妨ケス（此ノ場合ニハ備考ヲ設ケ特ニ其ノ人物性行等、其ノ適當ト認メタル事由記載ノコト）

第三 候補者選定数

- (五) 前年本省講習員タラサリシ者
  - (一) 候補者三名内外ノ署 東、西、南、北、神戸ノ各署
  - (二) 同 二名内外ノ署 玉造、上京、下京ノ各署
  - (三) 同 一名内外ノ署 堺、岸和田、西宮、伊丹、加古川、姫路、和歌山、八幡、福井、金沢、富山、高岡

ノ各署

(四) 任意ノ署 前記各号以外ノ各署、但シ有無トモ申報ヲ要ス

第四 本局ニ於テ推薦確定ノ上ハ追テ之ヲ発表ス

第五 講習員ヲ出セル稅務署ニ対スル臨時増員

都合付ク限り本官又ハ雇員ノ臨時増員ヲ行ヒ、事務進捗ニ資スル見込

第六 講習員候補者推薦書様式 「省 略」

大正八年八月二十五日

大阪稅務監督局印

小浜稅務署長

大藏省主催稅務講習會講習員トシテ当局管内ヨリ左記ノ者派遣ノコトニ決定致候條、當該稅務署長ハ左記事項了知ノ上當該講習員ニ対シ、來ル九月二十二日午前八時迄ニ會場ニ參集候様出張命令可相成、此段及通牒候也

記

一 筆記用紙 (講本ヲ交付スル見込ナルモ、特ニ筆  
記スル必要アル場合ノ準備トシテ) 及文具ヲ携帯スルコト

二 東京局ニテ印刷セル大正七年該講習會ニ於ケル講本購入ノ者ハ之ヲ携帯ノコト、尚購入ノ申込ヲ為ササルモノ  
ハ着京ノ上之ヲ購入スルコト

三 服裝ハ成ヘク洋服ノコト、但シ和服ノ場合ハ羽織、袴着用ノコト

四 會場、東京市麴町区大手町東京稅務監督局

五 開催期間、來ル九月二十二日ヨリ約四十日間ノ予定



- 六 講習員ニハ滞在四十日間ノ予定ニテ稅務講習會講習員トシテ東京市へ出張ヲ命スルコト  
七 講習員中出發前病氣其ノ他ノ事故ニ因リ出張シ難キ場合ハ、署長ヨリ其ノ旨直ニ上申スルコト  
八 講習員氏名左ノ如シ〔省 略〕

(平 19 金沢 283)

124 大正8年10月 職員生活難救濟方の件

大正八年十月十日

大阪稅務監督局長 楠 正篤

小浜稅務署長殿

職員生活難救濟方の件

職員生活難救濟方ニ就テハ、從來屢々当路ニ具陳シタル次第ニ有之候処、刻下職員以下窮困ノ状態ハ到底黙視スルニ忍ヒス、調査要領ノ書類ヲ携帶シ不日本官上京ノ上委曲之ヲ訴へ、何分ノ救濟ヲ仰クヘキ見込ニ有之候、尚目下百七十九人ノ多数ヲ有スル特別任用判任官ノ制限俸改正ハ特ニ焦眉ノ急ニ迫レルヲ以テ、別紙ノ通り及上申候ニ就テハ、近ク何分ノ進展ヲ見ルコトナルヘク、旁此際徒ニ不安裡ニ執務ノ眩廢ヲ来スカ如キコト無之様、特ニ御留意相成候様致度、此段及通牒候也

大正八年十月九日

大阪稅務監督局長 楠 正篤

大藏大臣男爵 高橋是清殿

明治四十三年勅令第二一七号改正方ニ関シ具陳

最近数年物価ノ底止スル所ナキ狂騰ハ下級官吏ノ生活難ヲ惹起シ、之カ当面ノ救済策トシテ臨時手当ノ支給トナリ、昇給停年月ノ短縮トナリ、従前新任者ニシテ十一給俸ニ上ルニ在職数年ヲ要セルモノ、今ハ僅々一年ニシテ昇り得ルニ至レリ、然ルニ茲ニ一單行勅令ニ阻止セラレ後者ノ特惠ニ浴スルヲ得ス、国家重要ノ官吏ニシテ少年労働者ニモ劣レル俸給ノ儘、在官滿三年ノ長歲月放置セラルルモノアリ、即チ明治四十三年勅令第二一七号ニ依り任用セラレタル、所謂特別任用ト称スル稅務局署属之レナリ、抑本勅令制定ノ當時ニ在リテハ官吏ノ志願者序前ニ滿チ、且ツ初任給ノ如キモ十二円前後ニシテ、毎年一回一円ノ昇給ヲ普通トセルカ故ニ制限給ノ規定アリト雖モ、之カ適用ヲ受クルハ殆ント絶無ニシテ何等ノ苦痛ナカリシト雖モ、現今ニ在リテハ全ク反対ニシテ何レモ昇給ヲ阻止セラレ空シク数年ヲ隱忍セサル可カラス、其ノ如何ニ不公平ニシテ不權衡ヲ生スルカハ別表ニ依リ一目瞭然タリ、即チ別表ニ依レハ客年三月任官者ノ比較ニテハ、任官滿三年後ニハ十円以上ノ開キヲ生シ、本年三月任官者ノ比較ニテハ十二円以上ノ開キヲ生スルヲ見ルヘシ、豈驚クヘキニアラスヤ

顧フニ特別任用文官ノ多クハ雇員トシテ数年稅務ニ勤続シ、操守ニ堅確ナル寧ロ中等學校卒業生等ニ勝リ、且ツ算筆ニ長シ当面有用ノ材タルニ拘ハラス、空シク其ノ進路ヲ遮ラレ毎期後輩ノ為メニハ先ンセラレ、内ハ収入増加セスシテ生活難ニ脅カサル、操守ノ堅実ナル者ト雖モ内外ニ於ケル此ノ压迫ニハ、遂ニ心神ヲ沮喪シ中道退官者ノ続出スルモノ真ニ止ムヲ得サルコトニ有之候、小官曩ニ之ヲ傍觀スルニ忍ヒス再度改正方ヲ具陳シタル次第モ有之、如今一層改正ノ痛切ヲ要スルヲ認メ更ニ及上申候條、此際至急本令ヲ御改正相成度、卑見トシテハ假ニ初任ハ二十円ヨリ出發スルモノトシ、爾後六ヶ月毎ニ一階級即チ二円乃至三円ヲ昇給セハ、滿三年ヲ要シテ俸給三十五円ニ達スルニ付、之

ヲ標準トシテ御改正相成様致度、此段及具陳候也

追テ、当局現在特別任用判任官俸給別人員左記ノ通りニ有之、同級者ノ六割八分ニ相当致居候、為念申添候

記

十九円九十錢ノモノ 七五人

十八円俸ノモノ 六八

十六円俸ノモノ 三六

計 一七九

有資格無資格判任官昇給遅速比較表

|  |                |                |              |              |                |                |       |
|--|----------------|----------------|--------------|--------------|----------------|----------------|-------|
| <p>備考</p> <p>——昇給実績線、………任官満三年後ニ於ケル假定給額線</p> <p>亜刺比 亜数字 欄内ハ月俸額、欄外ハ昇給年月ヲ示ス</p> | (32)           |                |              | (37)         |                |                | 11年3月 |
|  | ………            |                |              | ………          |                |                | 10.12 |
|  | (30)           |                |              | (35)         |                |                | 10.9  |
|  | ………            |                |              | ………          |                |                | 10.6  |
|  | (27)           |                | (30)         | (32)         | (32)           |                | 10.3  |
|  | ………            |                | ………          | ………          | ………            |                | 9.12  |
|  | (25)           |                | (27)         | (30)         | (30)           |                | 9.9   |
|  | ………            |                | ………          | ………          | ………            |                | 9.6   |
|  | (22)           |                | (25)         | (27)         | (27)           |                | 9.3   |
|  | ………            |                | ………          | ………          | ………            |                | 8.12  |
|  | (20)           | (19.9)         | (22)         | (25)         | (25)           | (19.9)         | 8.9   |
|  | ………            |                | ………          | (22)         |                |                | 8.6   |
|  | (18)           | (18)           | (20)         | (18)         | (20)           |                | 8.3   |
|  | ………            |                | ………          | ………          | ………            | (19)           | 7.12  |
|  | ………            |                | (18)         |              | (18)           | (18)           | 7.9   |
|  | ………            |                | ………          | ………          | ………            |                | 7.6   |
|  | ………            |                | (16)         |              | (16)           | (16)           | 7年3月  |
|  | 卒業学<br>属<br>何某 | 任特別<br>属<br>何某 | 同<br>属<br>何某 | 同<br>属<br>何某 | 卒業学<br>属<br>何某 | 任特別<br>属<br>何某 |       |

謹啓 秋冷之候、益々御清穆奉賀候、陳者物価ノ騰貴日ニ甚シク署員ノ窮状殆ト座視スルニ忍ヒス、局長閣下ニ於テ  
 モ署員ノ待遇改善ニ関シ極力御尽粹相成居候処、去ル十六日市内署長会議ヲ機トシ不取敢京阪神各署長連署シテ、別

紙ノ通り大蔵大臣閣下ニ対シ上申致置候、就テハ今後目的ノ貫徹ニ尽力スル心算ニ候条、貴官ノ御賛同ヲ仰度、此段  
得貴意候 敬具

大正八年十月二十日

東稅務署長 藤田 寛

外六名

小浜稅務署長殿

大正八年十月十六日

|    |      |      |      |
|----|------|------|------|
| 東  | 稅務署長 | 司稅官  | 藤田 寛 |
| 西  | 稅務署長 | 同    | 上山英三 |
| 南  | 稅務署長 | 副司稅官 | 江口順一 |
| 北  | 稅務署長 | 司稅官  | 星野直樹 |
| 上京 | 稅務署長 | 同    | 千葉弥助 |
| 下京 | 稅務署長 | 同    | 河野乙三 |
| 神戸 | 稅務署長 | 同    | 永井四郎 |

大蔵大臣男爵 高橋是清殿

上 申

近時物価殊ニ日常必需品ノ昂騰著シキモノアリ、為ニ從來儉約ニ儉約ヲ重ネ辛ウシテ露命ヲ繋キ来レル稅務職員ノ生活ハ、茲ニ絶望的困窮ノ極ニ陥リ、其ノ俸給手当ヲ以テハ其ノ食費ノミヲモ支フルニ足ラス、嚴冬ヲ眼前ニ控フルニ被服ヲ補填スルノ資ナク、外借財月ニ嵩ミ内榮養不足ニ陥リ病者相続キ、僅カニ然ラサルモノト雖モ氣息奄々トシテ生氣無シ、而カモ財界ノ膨脹ニ伴ヒ事務日ニ繁劇ヲ加ヘ署員ノ負擔益重シ、此ノ時ニ際シ外界ノ形勢ハ日々險惡ニシテ、労働者使用人ノ如キハ同盟罷業ニ次クニ怠業ヲ以テシ、其ノ増給、時間制限ノ要求ハ殆ト認容セラレタルヲ見ル、從來多年服従ト沈黙トヲ守リ来リシ稅務署員ト雖モ、此ノ滔々タル風潮ニ浸潤セラレツツアルハ火ヲ睹ルヨリモ明カナリ、若シ此際適宜ノ対応策ヲ講シ彼等ヲ此ノ慘状ヨリ救フニ非スンハ、勢ノ激スル所如何ナル事態ヲ惹起スルニ至ルヘキカ、想像スルタニ肌ニ粟ノ生スルヲ覺エシム、小官等日々署員ニ接シテ其慘状ヲ目撃シ、又其思想ノ動揺ヲ察知シ默視スルニ忍ヒス、茲ニ不遜ヲ顧ミス敢テ左ノ進言ヲナス

一 十月一日ヨリ從來ノ手当五割ヲ十五割トセラレタキコト

二 十月ニ支給セラルヘキ臨時手当ヲ以テハ從來ノ不足ヲ償却スルヲ得サルカ故ニ、更ニ此際本俸三ヶ月分ニ相当スル金額ヲ支給セラレタキコト

三 大都市在勤者ニ対シテハ住宅ノ払底生活難ノ特ニ高キニ鑑ミ、特別ノ施設ヲ設ケラレタキコト

四 特別任用者ニ対スル制限ヲ撤廃セラレタキコト

閣下冀クハ速ニ小官等ノ進言ヲ容レラレンコトヲ

大正八年十月十日

小浜稅務署長殿

物価ノ昂騰ニ因リ吏員ノ生計一層窮迫セルニ付テハ、上司ニ於テモ大ニ同情シ日夜憂慮シテ救濟方攻究セラレ候モ、昨今ノ状態ハ一日モ差措キ難シトシ差向キ応急ノ処置トシテ、此際判任官以下ニ対シ左記各項ニ依リ一時限り臨時手当ヲ増給相成候ニ付、此ノ旨各員ヘ伝達相成度、此段及通牒候也

記

一 判任官、雇員、嘱託員及傭人ニ対シ、其ノ現ニ受クル俸給給料又ハ手当ノ月額ニ対シ、左ノ割合ニ依リ臨時手当ヲ増給ス、但シ日給ハ其ノ三十日分ヲ以テ月額ト看做ス

イ 本給月額四十円未満ノ者ニハ其ノ七割五分相当スル金額

ロ 本給月額四十円以上六十円未満ノ者ニハ三十円

ハ 本給月額六十円以上ノ者ニハ其ノ五割ニ相当スル金額

二 税関、稅務監督局、稅務署、釀造試驗所、臨時調査局、臨時議院建築局、大臣官房臨時建築課及本省各部局相互間、並專売局及造幣局ヨリ転任又ハ転勤セル者、並雇給仕等ヨリ採用セル者ハ勤続トシ、他官庁ヨリ転任又ハ採用セル者ハ其ノ日時ニ從ヒ、左ノ割合ニ依リ第一項ノ給与額ヲ減ス

七月一日以後八月以前ノ者ハ 四分ノ一額

八月以後九月以前ノ者ハ 四分ノ二額

九月以後支給日以前ノ者ハ 四分ノ三額

三 休職ノ者及十月七日以後退職セル者ニハ給与セス

四 前各項ノ月額ハ本月七日現在員ニ対スルモノトス

五 本件ノ給与ニ付テハ別ニ辞令書ヲ交付セス

六 本件ハ未タ予算ノ配賦ナキモ本月中ニハ給与セラルル見込ナリ

大正八年十一月一日

大阪稅務監督局印

小浜稅務署長殿

判任官以下ノ者ニ対シ從來毎月五割ノ臨時手当支給相成居候処、今般右ノ内左記ノ者ニ対シ手当支給割合ヲ左ノ如ク改正セラレ、十月分ヨリ施行ノコトト相成候ニ付各員ヘ了知セシメラレ度、此段及通牒候也

左記

一 判任官月俸

五十円以下ノ者

七割(從來ノ臨時手当共、以下之ニ同シ)

五十五円ノ者

三十五円

二 嘱託員、見習員、雇員、傭人等手当、給料月額

五十五円以下ノ者

七割 但毎月支給スル給料及手当月額ト合シテ九十円ヲ超ユルトキハ、本俸ト合シテ

九十円ニ達スル額

五十五円ヲ超  
五六十円未満ノ者

毎月支給スル給料及手当月額ト合シテ九十円ニ達スル額

大正八年十一月六日



## 小浜稅務署長殿

管内稅務官吏生活難ノ窮狀ハ今更縷述スル迄モ無之、此儘推移セムカ職員ノ元氣一層阻喪シ、稅務行政上廳テ收拾スヘカラサルニ立チ到ルヘキヲ顧慮シ、当局ニ對シ焦眉ノ救済ト將來吏員待遇上ノ改善ヲ仰クヘク、過般左記項目ニ示スカ如ク稅務官吏刻下ノ窮狀ヲ赤裸々ニ記述シタル具申書ヲ携帶上京シ、親シク当局大臣、次官、主稅局長並主計局長ニ面謁シ、尚口頭ヲ以テ左記要項ノ実施方ニ関シ反覆具陳致置候、其際大臣、次官等ニ於テハ國務最繁ノ折柄ニモ拘ハラス熱心ニ委細ヲ聴取セラレ、稅務官吏職務上ノ立場ノ困難ナルト現下ノ窮狀トニハ十分同情セラレツツアル旨言說セラレ候、即チ其ノ一例トシテ稅務官吏待遇改善ニ関スル左ノ如キ主稅局案ナルモノヲ内示セラレタリ

一 稅務官吏判任平均俸給額ヲ二割内外引上クルコト

一 稅務署長タル高等官ヲ増加シ稅額ノ多キ稅務署ニ配置スルコト

一 重要都市ノ直稅課長ヲ高等官トスルコト

一 所得稅ノ改正ニ伴ヒ相当定員ヲ増加スルコト

等ニシテ、之等ノ全部力直ニ実現セラルルヤ否ヤハ予算ノ關係モ有之保シ難キモ、要路ニ於テモ夫々考慮セラレツツアルハ明ニシテ、幾分意ヲ強メタル次第ニ有之候、然ルニ今回五十五円以下ノ判任官ニ對シ更ニ二割ノ臨時手当ヲ加給セラルルニ至リシト雖モ、現在判任俸給平均額ニ依リ之ヲ判任官一人當ニ換算スレハ僅ニ六円弱ニシテ、白米一斗ヲ辛フシテ購入シ得ルノミニテ、到底焦眉ノ急ヲ救フニ足ラス、救済上深ク遺憾ニ存シ居レル次第ニ付、今後ト雖モ吏員待遇方改善ニ就テハ極力心血ヲ傾注スヘク候條、一般職員ニモ之カ周知方取計ハレ度、此上トモ事務ノ進捗部内ノ安定ニ特ニ御留意相成候様致度、此段及内牒候也

追テ、本件ニ就テハ先般上京ノ折東京稅務監督局長トモ打合ヲ了シ、東京局長ヨリモ大臣宛ニテ詳細ナル陳情書差  
出ノ事ニ協議相成候條、為念申添候也

尚、新聞紙上掲クル処ニヨレハ、來年度俸給ハ現在ノ五割ノ手当ヲ本俸ニ繰込、更ニ五千万円内外（総額ニ対シ五  
割弱）増加スヘキ由ニ付、之亦為參考申置候

〔別紙〕

調査項目

第一 稅務官吏ノ職務ト現時ノ待遇

- (一) 稅務官吏ノ職務ハ其ノ重要ナルコト他官庁現業員等ト其ノ選ヲ異ニスルコト
- (二) 執務ノ困難他二類ヲ見サルコト
- (三) 清廉勤勉ノ遺風漸ク氓ントスルコト
- (四) 稅務官吏ノ給与ハ日傭人ニモ劣ルコト

第二 稅務官吏ノ窮狀ト其ノ生活費

- (一) 京阪神地方在勤者ノ生活狀態三区分
- (二) 下宿生活者ノ現生活費ト其ノ收入
- (三) 夫婦者ノ現生活費ト其ノ收入
- (四) 子女ヲ有スル者ノ現生活費ト其ノ收入
- (五) 本俸ニ対スル生活費不足ノ割合
- (六) 生活費不足額ノ調節ト其ノ隱忍

(七) 銀行員ト稅務官吏トノ比較

(八) 生活問題ト稅務官吏最近ノ態度

### 第三 稅務官吏生活難救濟ノ喫緊的対応策

(一) 稅務官吏ハ所得納稅資格者タルヲ要スルコト

(二) 本俸ヲ十二割増トスルコト

(三) 住宅料又ハ在勤手当ノ支給

(四) 稅務官吏俸給平均額ノ昂上

(五) 賞与ヲ年二回支給スルコト

### 第四 救濟対応策ノ数字的結論

(一) 収支ノ理想及他ノ俸給生活者トノ比較

(二) 戦前ノ物価指数ト稅務官吏救濟策トノ權衡

### 第五 雇員傭人及高等官ニ対スル救濟

(一) 判任官ニ対スル救濟策ヲ基準トシテ適宜厚薄ノ差アラシムルコト

### 第六 付記

(一) 在職年數ヨリ見タル稅務官吏ノ待遇

待遇 改善 要項

一 臨時手当ヲ十二割支給セラルルコト

二 稅務官吏平均俸給額ヲ引上ケラルルコト

三 税務官吏最低俸給額ヲ引上ケラルルコト

四 大都市在勤者ニハ住宅料ヲ支給セラルルコト

五 毎年二回二分チ臨時賞与ヲ支給シ、各平均二ヶ月分ヲ下ラサルコト

拜啓 秋冷の候、益々御清祥の段奉賀候、陳者先般御通知申上げたる大蔵大臣宛の上申書に關し、昨三日出局して局長に其の結果如何を伺出候処、局長は先づ主税局長、次官に「大阪税務監督局長より大蔵大臣宛の税務署員生活状態調査書」(監督局に於て税務署員の生活難を具體的詳細に調査し、臨時手当を十二割以上にせんことを要求せるもの、其他数件)を開示せられ、次て大臣と面会し右の書類及小官等連署の上申書を提出せられし由にて、其の際当局の意見は大要左の如くに有之

一 本年度は財源の關係上十月より実施せる五十五円以下の手当増給を以て一先づ打切りとすること、但主税局当局は更に年末に於て若干の責任支出をせしめ度との意向を漏らされたり

二 来年度は俸給令を改正すへきか、財源の關係上其の内容は未だ明かにするを得ざるも、現在支給額に比し相当増加すへきこと

三 本年度は月俸の七割五分に相当する特別手当を既に二回給与せる結果、年末賞与は自然昨年より幾分減少すへきこと、但し本件に付ては昨年度に下らざる様本局に於て上申中なること

四 而して局長には現下税務官吏の窮状に對し当路に於て充分の理解と同情とを有せられざるに於ては、今後に於ける救済施設の徹底的なる実現の容易に期し難きを顧慮せられ、此の點に關しては特に反覆説明せらるる所あり、就中本年末賞与の如きは少くとも昨年と同額ならざるへからざることを力説し、尚右の調査書及上申書を熟読し

適切な救済法を講せられんことを乞ひて帰阪せられたる次第に候

惟ふに、右の如き小額の増給を以ては到底現時の窮状を救ふに足らざるを以て、署員の生活を確保し税務の執行を円滑ならしむるかを、今一層待遇の改善を実現せしむることは目下の急務と確信致し候

就ては貴官の御賛同を得度候に付、署員待遇改善の目的を達する最善の方法に就ての考案御開示相成度、右得貴意候也 敬具

追て、御貴見は便宜東税務署長宛御開示被下度候

東税務署長 藤田 寛

西税務署長 上山英三

南税務署長 江口順一

北税務署長 星野直樹

十一月四日

小浜税務署長殿

(平 19 金沢 283)

125 大正8年10月 北九州各署の直税課員同盟罷業報道の件

大正八年十月廿五日発案

〔遠賀税務署〕署長印

秘第五四号

年 月 日

署長

局長宛

本日、当折尾警察署詰高等警察係敷七等方治藤吉郎、来署内談致度旨ヲ告ケ小官ニ面会ヲ求メタルヲ以テ、其要領ヲ  
聴取候処、本日ノ筑後新聞ニ依レハ北九州各稅務署直稅課員ハ同盟罷業ノ氣勢アリテ、全署員ニ及ハントスルノ狀況  
アル旨、表題ハ二号活字ニテ掲載アリシガ、果シテ事実ナルヤ、又主謀者ハ判明セルヤ、若シアリトセハ相當善後策  
ヲ要スヘク、之ニ對シテ相応ノ援助ヲ惜マサル旨ヲ以テセリ、依テ小官ハ当署ニ於テハ目下如此形勢ナシ、他署亦同  
様ナリト思料ス、尤本月十三日直稅課長會議ヲ本局ニ於テ召集セラレタル際、同課員ハ各自生活上ノ困難ナル狀況ヲ  
課長ニ通シ、課長ヨリ上司ノ耳ニ達スヘキ希望ヲ以テ、一片ノ依頼狀ヲ出シタルヲ聞クモ、右ハ単ニ課長會議ノ機會  
ヲ利用シ上司ノ參考ニ資スル位ノ日の二過キスシテ、同盟罷業ノ性質トハ大ニ趣ヲ異ニセリ、随テ主謀者ト稱スヘキ  
者アルヲ聞カス、直稅課長モ帰署後依頼ノ件ハ上司ニ陳情シ置キタル旨ヲ申聞ケ、課員ハ大ニ感謝シ執務セル狀況ニ  
テ、其後平素ト少シモ異狀ナキ旨ヲ答ヘ、且上司ニ於テモ此点ニハ平素大ニ注意シ同情セラレ、現ニ本月初メニハ臨  
時手当ヲモ下賜セラレタル旨ヲ付言シタルニ、同高等警察係ハ大ニ安心シ、將來若シ如此狀況アレハ窃ニ通報アリタ  
シト申述ヘ退署致候、筑後新聞力之ヲ記才セルハ如何ニシテ材料ヲ徴シタルヤ甚不審ニ堪エス、尚注意ヲ要スヘキカ  
ト思料致居候

右筑後新聞ハ当地方ニハ折尾駅ニ供フルノミニテ、他ニ購読スル者ナシトノコトニ付、窃ニ折尾駅ニ至リ同紙ヲ閱ス  
ルニ、左ノ記事有之候

同盟罷業ノ声 北九州ノ稅務署ニ掲カル

直稅課長會議ノ留守中

福岡県福岡、遠賀、直方、小倉ノ各稅務署ノ直稅課員ハ同盟シテ罷業ヲ企テ、臨時手当十割増、年末賞与六ヶ月

分、臨時賞与ノ残額配賦分ナル三ヶ条ヲ提ケテ、本局ニ迫ラントスルノ氣勢アリ、小倉警察署ハ第一ニ之ヲ探知シ、各稅務署長ト打合ハセ之レカ鎮撫方ニ奔走中ナリ、此氣勢ハ直稅課員ノミニ止マラス全署員ニモ及ハントスルノ狀況ナリ  
右御參考迄報告候也

(昭59 福岡 35、2)

126 大正9年1月 戰役行賞に付大藏大臣へ具陳

大正九年一月十四日

大阪稅務監督局印

武生稅務署長殿

今般稅務官吏ニ對シテ戰役行賞行ハセラルルヤニテ、其ノ筋ヨリ賞格調査方内牒有之候モ、其ノ調査急ヲ要シ各署ニ就キ其功績ヲ問合スノ違ナク、不得已旧臘以來昼夜兼行ノ姿ニテ各員ニ對スル從來ノ報告並記録等ニ依リ、大正八年十月迄ニ任官シ現ニ判任官以上ノ職ニ在ル者全部、及主要ノ地位ニ在リシ休職、転出、退官、死亡ノ者ニ就キ最嚴密ニ其功績調査書ヲ調製シ、本月十二日秘書係長瀧田屬ヲシテ携帯上京セシメ候、尚為參考大藏大臣ニ差出シタル別紙具陳書添付、此段及内報候也

大正九年一月十日

大阪稅務監督局長 楠 正篤

大蔵大臣男爵 高橋是清殿

戦役行賞ノ儀ニ付具申

謹ミテ按スルニ、曠古ノ大戦乱ハ帝国及連合与国ノ大勝利ノ下ニ終熄ヲ告ケ、瑞色普ク乾坤ニ黷キ春光永ク東海ヲ照ラス、而シテ坤輿ニ国スルモノ皆此ノ大動乱ノ為ニ深く創痍ヲ被リ、政治組織ノ根蒂ヲ転覆セラレ、甚タシキハ万乘ノ至尊天地ニ身ヲ容ルルニ由ナク、營々タル蒼生溝壑ニ転シテ其ノ堵ニ安ンセサルモノアリ、然ラサルモ氣息奄々多クハ頻死ノ状態ニ陥リ惨状真ニ愁ムニ堪ヘタリ、独リ我日東日出国ハ巍然雲表ニ屹立セル富岳ノ如ク、国礎愈々確ク国威益々揚リ、開闢以來国威ノ中外ニ旺ナル未タ曾テ今日ノ如キハ莫シ、今ヤ此ノ平和克復ヲ期トシ戦時功績者ニ対シテ論功行賞ヲ行ハレムトスルニ当リ、職ヲ稅務ニ奉スルモノ又其ノ末班ニ加ヘラレムトスルヲ聞ク、小官等ノ光荣何者力之ニ尚ヘン、回顧スレハ戦乱南欧ノ一角ニ勃發シテヨリ茲ニ六星霜、戦雲天ニ漲リ沃霧地ヲ蔽ヒ、殊ニ財政經濟ノ組織ハ根底ヨリ動搖シテ警報荐リニ至リ異変相踵ク、我国ハ幸ニ禍乱ノ中心ヲ距ルコト遠ク、直接兵禍ノ慘ヲ被ムルコト少カリシト雖、財政經濟上大変革ノ影響ハ遂ニ之ヲ免カルル能ハス、我戦時財政經濟界モ亦方丈ノ波瀾洶湧シ、生産ハ過度ニ膨張シ物価ハ異常ニ昂騰シ貿易ハ空前ノ盛況ヲ呈セリ、此ノ間大小ノ恐慌相次テ起リ一面鉅万ノ富ヲ獲得セル者アルモ、裏面ニハ数百万ノ中流階級飢餓ニ頻スルアリ、形勢ノ推移刻々ニ端睨スヘカラス、而シテ帝国ノ歲計ハ国運ノ進展ト与ニ頻年益々膨張シ国費ヲ要スルコト愈々急ナリ、此ノ怒涛狂瀾裡ノ經濟界ニ処シ此ノ膨張セル歲計ニ応セムトス、職ヲ稅務ニ執ル者ノ地位ヤ誠ニ至難ト謂ツヘシ、而モ一方物価騰貴ノ為ニ生活ノ根底ヲ脅カサレ、举世滔々奢侈ニ流ルル中ニ在リテ隱忍屈辱克ク清貧ニ甘ンセサルヘカラス、外ハ至難ノ事務ニ当リ内ハ生計愈々急迫ス、彼等ノ地位ヤ真ニ凄愴タリ、而シテ今忽チ此ノ恩命ニ接ス、誠ニ空谷ニ跽音ヲ聞クノ思アリ、之レ独リ彼等生平ノ劳苦ヲ慰メ功績ニ酬ユル所以タルノミナラス、彼等亦此ノ值遇ニ感激シ勇躍奮闘永ク奉公ノ至誠ヲ披瀝シ、専



心職ニ忠実ナルニ臻ラム時、將ニ税制ノ根本的革新成ラムトシ、執行ノ重任愈々加ハラムトスルニ当リ此ノ萃アル、誠ニ時機ヲ得タリト謂ツヘシ、之素ヨリ至仁至愛ナル 聖恩ノ優渥ナルニ因ルト雖、抑亦閣下カ識見高邁夙ニ英明ノ資ヲ以テ帝國ノ財務ヲ總攬シ常ニ稅務官吏ニ對シテ深厚ナル同情ヲ寄セラレ、切々偲々夙夜之カ為ニ尽瘁セラルルニ負フ所至大ナルヲ思ヒ油然トシテ衷心感謝ノ情禁スル能ハス、小官曩ニ庸劣ノ資ヲ以テ乏ヲ大阪稅務監督局長ニ承ケ、任ニ此ノ地ニ就クヤ時正ニ曠古ノ大典アリ、之卜前後シテ財界ハ頓ニ稀有ノ好況ヲ呈シ、隨テ稅界繁劇亦昔日ニ倍黻シ、爾後財界八年ヲ逐フテ益々活躍シ、殊ニ帝國ノ中枢タル京阪神地方ハ貿易股賑ノ結果一躍鉅利ヲ博スルモノアリ、幸ニ財界ノ高潮ニ乘シ忠実勤勉正ヲ蹈ンテ敢テ恐レサル數千ノ部下ト与ニ、帝國財務ノ一部ニ携ハルヲ得タルハ洵ニ千載ノ一遇ニシテ、而カモ其ノ間大過ナキヲ得タルハ衷心歡喜ニ堪ヘサル所ナリ、雖然退テ既往ヲ追懷スレハ群議百出邪正混淆真ニ憂慮ニ堪ヘサルモノアリ、而カモ隱忍自重内ニ在リテハ簿書堆裏ニ在リテ部下ヲ統率シテ機宜ノ措置ヲ取リ、外ニ在リテハ委曲懇切備ニ納稅義務ノ向上ニ力ム、此ノ間局署員ノ異動転免相次キ退官スルモノ八百三十四名ヲ算シ、其ノ多クハ新進氣鋭ノ士タリ、而シテ之カ補充充意ノ如クナラス、吏員ノ素質漸次降下シ惹ヒテ能率ノ減退ヲ來シ、新任者ハ事務習熟ノ暇ナクシテ首腦者ノ負荷徒ニ多キヲ加フ、此ノ秋ニ當リ稅制整理ノ懸案ハ当面ノ重要案件ト共ニ山積シ、督促矢ノ如ク鼓舞激励是レ勉ムルモ幾度カ窮地ニ陥リ、早出晚退或ハ嚴冬ノ風雪ト闘ヒ或ハ九夏ノ炎熱ヲ冒シ、為ニ職ニ殉スル者実ニ四十有余名ニ上ル、如此ニシテ僅カニ其ノ成果ヲ収メ尸位素餐ノ譏ヲ免カルルヲ得タルハ、偏ニ懇切ナル閣下ノ指導ト忠良ナル部下ノ援護ニ待ツ、今小官敢テ閣下ノ尊嚴ヲ冒瀆シテ左ニ平生竊ニ抱懷スル所ヲ開陳スル所以ノモノハ、之唯 天恩ノ渥キヲ普ク部下ニ徹底セシメ以テ官界ノ元氣ヲ振興シ、幸ニ閣下ノ期待ニ負カサラシメムコトヲ欲スルニ外ナラス、伏シテ冀クハ言ノ蕪雜事ノ奇矯ナルヲ咎メス小官ノ微衷ヲ容レラレムコトヲ、之レ独リ小官ノ光榮タルノミナラス、數千ノ部下亦永久ニ閣下ノ殊遇ヲ感銘スルヤ昭々々ヲ睹ルヨリモ炳

記

一 之ヲ数次ノ前例ニ徴スルニ、稅務官吏ニ對スル行賞ハ陸海軍人ハ勿論、内務逓信農商務關係当局ニ比シテ常ニ著シク薄キノ憾ミアリ、然モ其ノ任務タル軍資ヲ豊富ナラシメ用兵ノ基礎ヲ形クルモノニシテ、其ノ功績彼等ニ比シテ毫モ遜色ナク其ノ勞苦モ亦名狀スヘカラス、一般奉公ノ至誠ニ訴ヘテ加重ノ負担ヲ甘諾セシムル、誠ニ間髪ヲ容レズ一朝機宜ヲ失センカ、事ノ正邪曲直ヲ問ハス百千ノ迫害交モ至ル、今又不幸ニシテ前車ノ覆轍ヲ踏マムカ、独リ彼等ノ功勞ニ酬ユル所以タラサルノミナラス、更ニ外部ニ對シテ威信ヲ失墜シ惹テ堅実ナル稅務ノ執行遂ニ企及スヘカラサルニ至ラム、今ヤ軍國主義ハ漸次其ノ影ヲ潛メ國民ノ後援殊ニ軍資ヲ豊富ナラシムルハ用兵ノ第一義ナルヲ以テ特ニ深甚ノ注意ヲ払ハレ、更ニ部署長ニシテ代表的ノ地位ニ在ル者ニ就テハ格別厚賞セラレムコトヲ切望シテ已マス

二 經濟界ノ變動ノ為ニ殊ニ下級ノ官吏カ殆ント生活ノ根底ヲ脅威セラレツツアルノ現状ハ、夙ニ閣下ノ知悉セラルル所、即チ下級官吏ノ優遇ハ目下ノ急務ニシテ、然ラスムハ官界又人材ナキニ至ルヘキハ小官ノ既ニ屢次開陳シタル所、即チ今回ノ行賞ニ際シテハ苟モ所定ノ期間内稅務ニ關リ事件ノ為ニ努力シタル者ニ對シテハ、其ノ地位ノ低ク身ノ賤キヲ以テ之ヲ省カス、可及的廣ク恩典ニ浴セシムル様御尽瘁ノ程切望シテ已マス

三 近畿殊ニ京阪神ノ地ハ時局影響最モ甚シク、其ノ商工業ノ發展ノ速カニシテ變遷ノ急ナル東西其ノ比ナク、就中群ヲ抜キタルハ棉花、紡績、綿糸、造船、海運、銅鉄、藥品、染料、其ノ他各種ノ化学工業ナリトス、而シテ此ノ發展變遷ニ順応シ百難ヲ排シ千慮ヲ重ネ課稅ヲ伸張シ、既ニ大正七年度ニ於テ別表ノ示スカ如ク、稅額戰前ノ倍額

ニ達シ、大正八年度ニ至テハ更ニ三倍ニ躍進シ優ニ帝国租税歳入ノ三分ノ一ヲ占ムルニ至リタルハ、之レ我忠良ナル税務官吏カ粉骨碎身ノ努力ニ因ルモノニシテ、此ノ現ハレタル数字ハ彼等ノ隠レタル苦心ノ結晶ナリト云フモ過言ニアラス、即チ職ヲ此ノ地ニ掌ル者ニ付テハ特ニ一般ニ比シテ其ノ功勞ヲ厚フセラレムコトヲ切望シテ已マス

四 此ノ税務界多事ノ時ニ際シ經濟界ノ發展ノ形勢ニ適応シテヨク課税ヲ伸張シ、而モ民間ニ甚シキ怨嗟ノ声ヲ放タシメサリシモノハ、素ヨリ主トシテ税務当局ノ努力ニ負フト雖、又一面審査委員調査委員等民間ヨリ出テタル租税委員ノ奉公的努力ニ待ツ所亦少カラス、今次行賞ニ際シテ相当期間継続シテ任ニ当リタル者ニ限り、彼等ノ劳苦ヲモ相当酬ユル所アラムカ、彼等ハ必スヤ 聖恩ニ感泣スルト共ニ、将来税務執行上更ニ円滑ナルヲ期待シ得ヘクト

信ス

国 税 調 定 額

(千円単位)

| 種 別       | 六 年 度  |         | 七 年 度   |        | 八 年 度 (見込額) |        |
|-----------|--------|---------|---------|--------|-------------|--------|
|           | 直      | 税       | 直       | 税      | 直           | 税      |
| 地 租       | 一五、一三七 | 一五、一六六  | 一五、二三一  | 一五、一六六 | 一五、二三一      | 一五、二三一 |
| 所 得 税     | 三三、七〇一 | 四二、〇三六  | 五三、一五九  | 四二、〇三六 | 五三、一五九      | 四二、〇三六 |
| 第 一 種     | 二三、四一二 | 二二、四六四  | 二八、三九九  | 二二、四六四 | 二八、三九九      | 二二、四六四 |
| 第 二 種     | 一〇、一六二 | 二四七     | 二九六     | 一〇、一六二 | 二九六         | 一〇、一六二 |
| 第 三 種     | 七、五五六  | 一九、三二五  | 二四、四六四  | 七、五五六  | 二四、四六四      | 七、五五六  |
| 營 業 税     | 三、一四五  | 二九、五四二  | 四四、九六六  | 三、一四五  | 四四、九六六      | 三、一四五  |
| 戰 時 利 得 税 | 一〇、〇三〇 | 一〇、八七三  | 一四、三六二  | 一〇、〇三〇 | 一四、三六二      | 一〇、〇三〇 |
| 其 ノ 他     | 一〇、〇三〇 | 三、四一三   | 四三、〇    | 一〇、〇三〇 | 四三、〇        | 一〇、〇三〇 |
| 計         | 五九、五三九 | 一〇一、〇三〇 | 一三一、一四八 | 五九、五三九 | 一三一、一四八     | 五九、五三九 |



何等從來ト異ナル処ナキニ依リ、執務上ニ影響スヘキ状態ニアルヲ認メス

二 前項ノ如クナルニ依リ、本年度ニ比シ來ル新年度ノ退職者ノ數ハ大差ナキモノト認メラル

三 本年卒業中学生ノ意向ハ高等ノ學校ニ進ムモノ増加シタルモノ、如ク、直チニ実業ニ従事スルモノニ在リテモ、官庁ニ比較シ俸給ノ高キ実業界ニ趣クモノ多キ傾向ニシテ、曩日中学校長ニ雇採用上ニ關シ交渉スル処アリシモ、容易ニ志望者ナキ状態ナルカ故ニ、内規ニ依ル初任俸給額ヲ以テ採用スルコトハ頗ル困難ノ状態ニアリ、本年ハ中学卒業生七名採用セシモ、來ル新年度ニアリテハ約半数ノ採用ハ頗ル困難ナル可キ見込ナリ

四 物価ノ頂上ナルカ如ク思惟セラレシハ既ニ過去ニ屬シ、益々騰貴スル一方ニシテ、衣類ノ新調ノ如キハ到底望ム可クモアラス、只質素勤儉ヲ專ニシ可及的收入ノ範圍内ニ於テ維持スルコトニ腐心セラレ、生活難ハ弥カ上ニ加ハリ頗ル困苦ノ実況ニアリ、從來当局ニ於カレテモ深ク此点ハ考慮セラレ、之ヲ救済方法ヲ講セラレタルカ故ニ、今後ニ於テモ相当ノ方法ヲ考究セラレ、臨時手当ノ増加又ハ臨時賞与金等ニ依リ緩和救済セラル、モノト信シ居レリ

五 從來稅務官吏ハ他官庁ニ比シ事務繁劇ナルト、其他ノ關係ニ依リ他官庁ニ比シ優遇セラル、トハ一般ニ稱セラル、処ナリシ、然ルニ時局以來物価騰貴ニ依リ地方庁ノ如キハ平均俸給率ヲ高メラレタル結果カ、昇給時期ニ到達セシモノト否トヲ問ハス一率ニ昇給セシメラレタリ（全国地方庁全部ニ涉リテハ勿論不明ナルモ、大分県ハ大正八年十二月ニ全部昇給、我カ稅務ニ於テモ昇給期ヲ短縮セラル、等充分考慮セラレ居ルカ故ニ、必シモ我カ稅務官庁カ不優遇ト謂フニアラサルモ、稅務事務ハ一層繁劇ヲ加フルニ拘ラス他官庁ニ於ケル事例ト对照セハ、又昔日ノ如キ感ナキ能ハサルカ如ク思惟スルモノアルヤモ難保信セラル、モノナリ

第三項ニ於テ陳述セシカ如ク、本年仮リ二十四円ノ最高額ニ於テ雇採用スルモノトセハ、昨年四月以降十二円

秘第六〇号

大正九年三月九日

稅務署長殿

熊本稅務監督局

ニテ採用セシモノ現在十三円若クハ十四円ナルニ依リ權衡ヲ得ス、從テ初任判任官ニシテ又斯カル事例ニ乏シカラサルモノアル可ク思惟セラル、カ故ニ、或ル時期ニ於テ或ル程度迄一率ニ昇給セシメラル、ノ要ナキカラ信ス、尚稅務事務ハ他官庁ニ比シ最モ繁劇ナルハ前ニ述タルカ如クニシテ、常務ニ於テ夜勤セサレハ処理スルコト能ハサル状態ニアルハ周知ノ事實ニシテ、近時勞働時間スラ短縮シツ、アル際ナルニ依リ、尠ナク共常務ニ對スル夜勤全廢ノ程度ニ定員増加セラル可キコトヲ希望ス

近年稅務署職員ニ退職者多ク人物払底ノ結果補充ノ計画充分ナラス、為ニ稅務ノ能率ニ幾分ノ減退ヲ來タシタルハ甚タ遺憾ノ至ニ不堪候処、來ル四月ヨリ政府ニモ増俸ノ計画アリ、又恩給法モ改正ノ議アル趣ニ付、之ニ多大ノ希望ヲ繫キ留任シ居ル者モ可有之被考候処、去月二十六日衆議院解散ヲ命セラレ予算案不成立ト相成候ニ付テハ、世上種々ノ憶測ヲ逞クスル者アリ、為ニ職員ノ心裡状態ニモ多少ノ變化ヲ來タシタルニハアラサルヤト被考候ニ付、大要左記ノ事項ニ付取調ヘ申報セラルヘシ

記

- 一 執務ニ及ホスヘキ影響 但稅別ニ記載ヲ要ス
- 二 新年度開始後ニ於ケル判任官雇退職者、本年度ニ比較増減ノ見込
- 三 新年度開始後ニ於ケル欠員補充ノ困難ハ、本年度ニ比較シ如何ナル程度ニ至ルヘキヤ、其ノ見込

- 四 生活難ニ対スル職員ノ意向  
五 其他参考トナルヘキ事項

(平5 熊本 32)

128 大正9年4月 税務官吏の待遇改善

大正九年四月二十日 四月二十二日説示<sup>㊦</sup>

広島税務監督局長 加藤守一<sup>㊦</sup>

可部税務署長殿

官吏ノ待遇改善ニ関スル件

今般税務官吏ノ待遇改善ニ関シ別紙趣旨ノ通大蔵省主税局長ヨリ内牒有之候ニ就テハ、部下監督ノ任ニ在ル各員ハ宜シク其ノ意ヲ体シテ、此際部下ニ内牒真意ノ存スル所ヲ説示セラルヘシ  
右内牒ス

別紙

拜啓 陳ハ、一般官吏殊ニ税務官吏ノ待遇改善ニ付テハ小生共年来非常ニ苦心致居リ、上局ニ於テモ深ク洞察セラレタルコトハ、過般ノ通常議會提出予算ニ於テ一般官吏増俸案、殊ニ税務官吏特別優遇案ヲ提出セラレタルニ依リモ、十分御諒察可有之筈ト存居候、然ルニ不幸ニシテ予算不成立トナリタルハ、御同様遺憾無此上次第二御座候、尤モ政府ニ於テハ予算不成立ニモ拘ラス、一般官吏ニ対シテ右増俸案ニ相当スル丈、本月ヨリ臨時手当ノ名義ニ於テ給与セ

ラルコト既ニ閣議決定済ニ有之、近々ニ通達セラルコトト被存候、然ルニ稅務官吏ハ予算不成立ノ結果ヲ悲觀シ、近來結束シテ上司ニ陳情セムトシ、東京ヲ中心トシ各地ニ照合シ不日其ノ運ニ至ラムトスルヤニ相聞ヘ、甚タ痛心致居候、勿論官吏ニ對シ殊ニ小生共ヨリ見レハ、稅務官吏ノ生活難ニ對シテハ深甚ナル同情ヲ有シ、如何ニトカシテ之ヲ救済セムト日夜苦慮致シ居候次第ニ付、來ル臨時議會ニ對シテハ是非前予算ニ認メラレタル稅務官吏優遇案ヲ再ヒ提出致度心得ニ有之、若シ此案ニシテ通過スルコトトセハ、之レ實ニ稅務官吏ニ對スル特別恩典ト存居候、尤モ右ノ案ヲ成立セシムルカ為ニハ、稅務官吏ハ現ニ待遇薄弱ニシテ頗ル生活難ナルニ拘ラス、能ク苦節ヲ守リ從順ニ其ノ職務ヲ執行シ居ルヲ以テ、特ニ酌量スルヲ要スト云フ同情心ニ訴ヘサルヘカラス、之レ實ニ其ノ要諦ナリト存居候、然ルニ此際結束シテ其ノ増俸ヲ自ラ要求スルカ如キコトアラハ、非常ニ同情ヲ失ヒ、動モスレハ却テ該優遇案ノ成立ヲ沮礙スルノ虞アリト察セラレ候、況ンヤ右運動ノ為特ニ上京スルトカ、其ノ他輕率妄動ノ行為等アラハ、或ハ制裁ヲ加フルノ已ムヲ得サルニ至ルヘク、斯クテハ事態一層紛糾スルコトト可相成、前途頗ル懸念ニ堪ヘス候、要スルニ小生共ハ斯ル陳情等ナクモ待遇改善方ニ付テハ種々画策研究致スヘク、然シテ所謂輕率妄動ハ却テ之ヲ沮害スルノ虞有之候ニ付、若シ貴管下ニ於テ斯ル行動相見ヘ候ハハ、十分懇篤ニ前述ノ事情ヲ説諭セラレ、苟モ過誤ナカラシムル様被致度、此段特ニ申進候 草々不一

大正九年五月五日

五月七日訓達<sup>㊤</sup>

広島稅務監督局長 加藤守一<sup>印</sup>

可部稅務署長殿

稅務官吏待遇改善ニ關スル件



稅務官吏ノ待遇改善ニ関シ、別紙ノ通大藏省主稅局長ヨリ内牒相成候ニ付、各員ハ其ノ趣旨ヲ体シ必要ニ応シ部下ニ徹底セシメ、輕率ヲ戒メ妄動ヲ慎ミ心得違等無之コトヲ期セラルヘシ  
右内牒ス

主秘第九四号 大正九年四月二十八日

主稅局長 松本重威

広島稅務監督局長 加藤守一殿

稅務官吏ノ待遇改善ニ付テハ十分苦心致居ルニ付、苟モ輕率妄動等無之様注意方、本月十七日主秘第八四号ヲ以テ内牒致置候得ハ、篤卜御諒解ノ義ト存居候、右内牒ニハ稅務官吏優遇予算案ヲ臨時議會ニ提出方十分努力可致旨申進置候処、愈昨二十七日閣議ヲ以テ此旨決定相成候、之レ実ニ一般稅務官吏ノ為、進ンテハ稅務行政ノ為、御同様満足至極ニ堪ヘサル次第第二御座候、而シテ右優遇案ノ内容並他官庁吏員俸給トノ比較等ニ関シ、誤解セラルル向ナキヲ保セスト存セラレ候ニ付、左ニ其ノ大要ヲ申述フレハ、此ノ優遇案実施ノ上ハ稅務官吏ノ平均年俸予算ハ九百円ト相成ル次第ニ有之、而シテ他官庁吏員ノ平均年俸予算ヲ見ルニ、府県属・警部等ノ大多数ハ七五〇円、山林属モ亦其ノ大部分ハ七五〇円又ハ八三〇円、森林主事ハ全部六〇〇円、為替貯金局判任官ノ約三分ノ二ハ六〇〇円、他ノ約三分ノ一ノミ九〇〇円、通信局判任官ノ約三分ノ一ハ六〇〇円、約三分ノ二ハ九〇〇円、其ノ他ノ郵便官署ニ在リテハ約三分ノ二ハ六〇〇円、他ノ三分ノ一ノミ九〇〇円、又大藏省内ニ在リテモ專売局書記ハ全部八〇〇円ニ過キス候、然ルニ稅務官吏ニ在リテハ從來ノ權衡ヨリスレハ七五〇円ニ止ルヘキヲ、此ノ際全部九〇〇円ニ引上ケントスルモノニシテ、他官庁吏員ニ比スレハ実ニ破格ノ恩典ト云ハサルヘカラス、去レハ前回ニ申進候通、之レ実ニ稅務官吏ノ特別優

遇案タル所以ニ有之候、從テ所謂羨望ノ的ト相成居ル哉ニ聞受居候、而カモ稅務官吏ニ限り此ノ優遇案ヲ認メラレタルハ、全ク其ノ執務ノ多忙、其ノ職務執行ノ困難ナルニ不拘、能ク苦節ヲ守リ忠実勤勉職務ニ尽瘁シ居ルノ結果ニ外ナラスト認居候、右ノ次第ナルニ拘ハラズ、若シ此際更ニ以上ノ増俸ヲ訴ヘ多少ニテモ動揺スルカ如キコトアラハ、所謂望蜀ノ誹ヲ免カレサルノミナラス、若シ結束シテ騒々妄動ヲ為ス如キコトアラハ、職工労働者輩ト同一視セラレ、上司又ハ輿論ノ同情ヲ失ヒ、折角成立セントスル特別優遇案ノ運命ニモ関スヘク、又ハ斯ル者ニ對シテハ相当制裁ヲ加フルノ必要モ可有之ト察セラレ、真ニ憂慮ニ堪エサル次第ニ有之候、就テハ前陳ノ事情篤ト御諒承ノ上、必要ニ応シ貴部下ニ對シ懇篤説諭ヲ加ヘラレ、決シテ心得違等無之様被致度、此段重而申進候也

追テ、先般東京局管内判任官ヨリ増俸運動ニ関シ各局ニ勸誘状ヲ発シタル結果、昨今各地ニ於テ寄々運動方協議致居模様、頻々御内報ノ次第有之候得共、東京局管内ニ於テハ懇篤説諭ノ結果了解シ既ニ平靜ニ歸シ居候間、為念申添候

大正九年五月六日

五月八日伝達<sup>㊦</sup>

広島稅務監督局長 加藤守一<sup>㊦</sup>

可部稅務署長殿

稅務官吏待遇ニ関シ具陳ノ件

稅務官吏ノ待遇改善方ニ関シテハ、客月二十日主稅局長ヨリ來牒ノ趣旨及内牒置候処、此程本局及管内各署判任官ヨリ右ニ関スル陳情書本官ヲ經テ提出スル所アリ、思フニ本件ニ関シテハ曩年已ニ書面ヲ以テ上司ニ具狀セラレ、上司亦深く事情ヲ諒察セラレ、臨時手当ノ支給、年度末加給等ヲ決行セラレタリト雖、其後物価ハ益昂騰シテ生活上ノ打

撃ヲ蒙ルコト愈甚シク、今ヤ稅務吏員生活難ノ窮狀ハ其極ニ達シ、到底生活ノ安定ヲ得ル能ハス、之カ救濟ハ一日ヲ緩フスヘカヲサルノ狀況ニ在リ、而カモ一方ニ於テハ稅務官吏ハ其職務繁劇ニシテ、常ニ早出晚退ヲ余儀ナクセラレ、尚且一面ニハ不絶經濟ノ大勢ヲ洞察シテ課稅ノ適実公平ヲ期セサルヘカラスシテ、其心神ノ勞苦ハ全ク他官庁ノ比ニアラス、故ヲ以テ此際此等生活ノ窮狀並之カ待遇ノ改善方ヲ具陳スルハ最モ緊要ノコトタルヲ認め、過般本官ハ右ノ陳情書ヲ携帶上京シ縷々上司ニ具狀シ、殊ニ大藏大臣ニハ時余ニ涉リ親シク如上ノ所見ヲ面接具陳スル所アリタルニ、上司ニ於カレテモ深ク稅務官吏一同ノ現狀ニ同情ヲ表セラレ、尚其際大藏大臣ヨリ曩ニ判任官ノ生活難ニ付同情ヲ寄セラレサルカ如キ新聞記事往々散見セラル、モ、此ノ如キハ全然虚構ニシテ甚タ遺憾ノ次第ナル旨ヲモ特ニ付言セラレタリ

右ノ如キ事情ニシテ稅務官吏ノ待遇改善ニ付テハ上局ハ非常ニ苦心セラレ、且今回其特別努力ニ依リ別途大藏省主稅局長内牒ニ記述セラレタル通、稅務官吏特別優遇予算案ヲ來ル臨時議會ニ提出セラル、コトニ、既ニ閣議決定セラレタルノミナラス、尚今後ニ於テモ固ヨリ稅務官吏ノ待遇昂上ニ付テハ常ニ努力セラルヘキ義ニ有之、是レ事務繁劇ニシテ其任寔ニ重キニ拘ラス、能ク苦節ヲ守リ常ニ職務ニ忠実ナルニ依リ、深甚ナル同情ヲ寄セラレタルニ外ナラスト被認候、斯カル次第ナルヲ以テ別途内牒ニ於テ特ニ注意ヲ喚起セラレタル趣旨ヲ体シ、各員ハ此際宜シク思ヒヲ茲ニ致シ、漫リニ浮説ニ動カサレ輕挙動搖シ上局ノ苦心ニ悖ルカ如キコト無ク、今後益勤勉熱精以テ職務ニ尽瘁スヘキ旨、各員ニ伝達セラルヘシ

右内牒ス

大正九年五月十日

五月十三日訓達済⑩